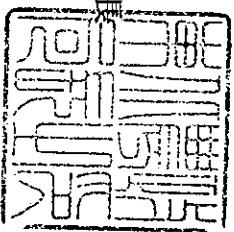




21北整第537号(域)  
平成21年5月29日

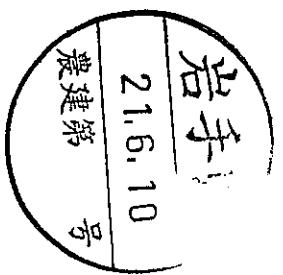
岩手県知事 殿

東北農政局長



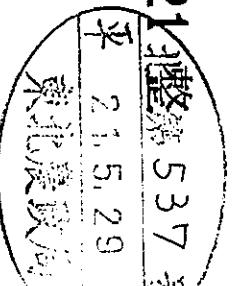
農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱の制定  
について

このことについて、別添のとおり、平成21年5月29日付け21農振第513号をもって農林水産事務次官から依命通知があったので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に御配慮をお願いします。



21農整第537号

平成21年5月29日



東北農政局長 殿

21農振第513号  
平成21年5月29日

農林水産事務次官

農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱の制定について

平成21年度補正予算が平成21年5月29日に成立したことに伴い、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第513号 農林水産事務次官依命通知）が別添のとおり制定されたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施に、特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の県知事への通知については、貴職からお願いする。

以上、命により通知する。



21.5.29

東北農政局

## 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱

平成21年5月29日付け21農振第513号

農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

再生可能エネルギーを有効に活用することは、農村地域における温室効果ガスの排出量削減や農業農村の活性化につながることから、地域の状況に応じた再生可能エネルギーの活用が求められているところである。

しかしながら、農村地域においては多様な再生可能エネルギーが豊富に賦存しているにもかかわらず、これらの再生可能エネルギーを活用するための施設を導入するためには、多様で複雑な調査設計や関係者との協議調整等が必要となつており、導入が必ずしも円滑に進んでいとは言い難い状況である。

このことから、農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たつて必要となる調査設計や協議調整等をモデル的に支援するとともに、これらのモデル的な支援の成果をとりまとめ、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するものとする。

### 第2 事業の内容等

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 再生可能エネルギー導入支援モデル地区事業（以下「モデル地区事業」という。）  
以下に掲げる事業を実施する。

- (1) 概略設計支援事業
- (2) 基本設計支援事業
- (3) 協議・手続支援事業

2 再生可能エネルギー導入支援モデル推進事業（以下「全国推進事業」という。）  
以下に掲げる事業を実施する。

- (1) モデル地区事業の事業実施主体に対する助言及び指導
- (2) (1)の成果を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進に係る報告書の取りまとめ

### 第3 事業実施主体

1 モデル地区事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体等であって、農林水産省農振興局長（以下「農振興局長」という。）が別に定める要件を満たすものと

する。

- 2 全国推進事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された民間団体であって、モデル地区事業に基づく事業を支援することが適切な団体（以下「民間推進団体」という。）とする。

#### 第4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成21年度限りとする。

#### 第5 モデル地区事業の実施手続

- 1 モデル地区事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、農村振興局長が別に定める事業申請書を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出（事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、地方公共団体を経由すること。）するものとする。

- 2 地方農政局長等は別に定めるところにより、1により提出のあった事業申請書について、当該事業を実施させると認めるとときは、予算の範囲内において当該事業の実施を採択し、その旨を事業実施主体に通知（事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、地方公共団体を経由する。）するものとする。

- 3 事業実施主体は、2による採択の通知を受けた事業申請書について、総事業費の変更を伴う変更を行う場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等にその旨を申し出るものとする。

- 4 地方農政局長等は、3により申出のあった事業申請書の変更を認める場合にあつては、農村振興局長が別に定めるところにより、当該事業の変更を認め、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

#### 第6 助成

国は、予算の範囲内で本事業に必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

#### 第7 事業実施結果等の報告

- 1 モデル地区事業の実施結果

モデル地区事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) モデル地区事業の実施結果報告書
- (2) モデル地区事業の実施後の再生可能エネルギー供給施設等の整備状況報告書

## 2 全国推進事業の実施結果

民間推進団体は、全国推進事業の実施について、農村振興局長が別に定めるところにより、実施結果についての報告書を作成し、第2の2の(2)の報告書を添付して、農村振興局長に提出するものとする。

## 第8 推進指導

地方農政局長等は、モデル地区事業及び全国推進事業の事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。